

平成22年6月22日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 条 例

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（26・人事課）	5
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（27・人事課）	5
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（28・人事課）	6
○秋田県県税条例等の一部を改正する条例（29・税務課）	6
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（30・税務課）	7
○中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（31・税務課）	7
○秋田県総合政策審議会条例の一部を改正する条例（32・総合政策課）	7
○秋田県民会館条例の一部を改正する条例（33・県民文化政策課）	7
○秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例（34・県民文化政策課）	10
○秋田県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例（35・農山村振興課）	11
○秋田県都市計画審議会条例の一部を改正する条例（36・都市計画課）	11
○秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（37・高校教育課）	11
○秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（38・高校教育課）	11
○秋田県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（39・生涯学習課）	12
○秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例（40・生涯学習課）	12
○秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例（41・生涯学習課）	12

## この号で公布された条例のあらまし

### ◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第26号）

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第38条第1項に規定する特例一時金に相当する額と一般の退職手当等の額の差額に相当する額（一般の退職手当等の支給を受けない者にあつては、特例一時金に相当する額）の支給を受ける失業者から、短期の雇用に就くことを常態とする者を除くこととした。（第10条関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第27号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）において職員はその配偶者が育児休業をしている場合等であっても育児休業をすることができるよう措置されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第2条、第3条、第5条、第10条、第11条、第14条及び第24条関係）
- 2 育児休業法において子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について再度の育児休業ができるよう措置されたことに伴い、条例で定めることとされる当該期間を57日間とすることとした。（第2条の2関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日  
この条例は、平成22年6月30日から施行することとした。

### ◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第28号）

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）において3歳に満たない子のある職員が請求した場合に正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないよう措置されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第8条の3関係）
- 2 施行期日  
この条例は、平成22年6月30日から施行することとした。

### ◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第29号）

- 1 秋田県県税条例(昭和29年秋田県条例第24号)の一部改正(第1条による改正)  
引用している地方税法施行令(昭和25年政令第245号)及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)について、該当する条項を加えることとした。(附則第16条、附則第18条の4、附則第18条の6及び附則第19条関係)
- 2 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成15年秋田県条例第6号)及び秋田県水と緑の森づくり税条例(平成19年秋田県条例第92号)の一部改正(第2条による改正)  
引用している地方税法(昭和25年法律第226号)の条項を改めることとした。(附則第2項関係)
- 3 秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成22年秋田県条例第6号)の一部改正(第3条による改正)  
引用している地方税法施行令について、該当する条項を加えることとした。(附則第12条の3の2関係)
- 4 施行期日  
この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第30号)

- 1 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)において県税の課税免除に伴う措置に係る対象事業が改められたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第31号)

- 1 平成24年3月31日(現行平成22年3月31日)までに公表される認定基本計画に基づき商業基盤施設を設置した者について、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の措置を講ずることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県総合政策審議会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第32号)

- 1 秋田県総合政策審議会の所掌事務から自主的な市町村の合併の推進に関する構想等に係る調査審議を除くこととした。(第1条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県民会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第33号)

- 1 秋田県民会館において新たに使用の許可を受けなければならない施設を加え、併せてすべての許可施設を明記することとした。(第2条関係)
- 2 秋田県民会館の使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第5条～第7条及び別表関係)
- 3 秋田県民会館の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金の収受、承認、減免及び不還付について定めることとした。(第11条～第14条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
  - (1) この条例は、一部を除き、平成23年4月1日から施行することとした。
  - (2) 秋田県民会館使用料徴収条例(昭和36年秋田県条例第28号)は、廃止することとした。
  - (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第34号)

- 1 秋田県総合生活文化会館の指定管理者は、同会館を使用する者から利用料金を自己の収入として収受することとした。(第11条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、一部を除き、平成23年4月1日から施行することとした。
  - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例(秋田県条例第35号)

- 1 中山間地域等における農業等の有する多面的機能を確保するため国から交付される交付金が毎年度所要額を交付される方式に改められたことにより、秋田県中山間地域等直接支払基金を廃止することとした。
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県都市計画審議会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

- 1 秋田県都市計画審議会の委員の員数の上限を次のとおりとすることとした。（第2条関係）

（単位：人）

区分	員数の上限		
	改正前	改正後	増減
学識経験者	7	9	2
関係行政機関の職員	7	4	△3
市町村長の代表	2	1	△1
県議会の議員	5	3	△2
市町村議会の議長の代表	2	1	△1
計	23	18	△5

- 2 常務委員会の委員（会長を除く。）の員数の上限を8人（現行10人）とすることとした。（第6条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

- 1 全日制課程若しくは定時制課程に係る授業料又は通信制受講料については、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項ただし書に規定する特別の事由がある場合に限り、徴収することとした。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 秋田県立米内沢高等学校、秋田県立鷹巣農林高等学校、秋田県立鷹巣高等学校、秋田県立湯沢北高等学校及び秋田県立湯沢商工高等学校の規定を削るとともに、新たに設置する高等学校の名称及び位置を次のとおりとすることとした。（別表関係）

名称	位置
秋田県立秋田北鷹高等学校	北秋田市伊勢町1番1号
秋田県立湯沢翔北高等学校	湯沢市湯ノ原二丁目1番1号

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。  
 (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

- 1 秋田県生涯学習センター分館（以下「分館」という。）の設置、分館の施設の使用の許可及び使用料並びに分館の指定管理者の管理に関する規定を削ることとした。（第1条、第3条、第8条～第10条及び別表関係）

- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。
- (2) 重要な公の施設等の範囲を定める条例（昭和39年秋田県条例第31号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例（秋田県条例第40号）

- 1 秋田県立近代美術館の特別展示室の入場料の額に関する規定を次のとおり改めることとした。（別表第1関係）

区分	金額（1人につき）	
	改正前	改正後
普通料金	800円を超えない範囲内で知事が定める額	800円。ただし、知事が別に定める展示にあっては、1,500円を超えない範囲内で知事が定める額
団体料金（20人以上の団体）	720円を超えない範囲内で知事が定める額	720円。ただし、知事が別に定める展示にあっては、1,350円を超えない範囲内で知事が定める額
定期券（有効期間1年）	1,500円を超えない範囲内で知事が定める額	1,500円

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第41号）

- 1 秋田県青少年交流センター（以下「センター」という。）における指定管理を行わせることができる範囲に宿泊施設以外の施設及び土地を加えることとした。（第7条関係）
- 2 センターの指定管理者の業務に青少年に対する研修の実施及び青少年の学習の機会の提供に関する業務を加えることとした。（第8条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
- (1) この条例は、一部を除き、平成23年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 二 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 三 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県県税条例等の一部を改正する条例
- 五 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 六 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県総合政策審議会条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県民会館条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例
- 十一 秋田県都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 十二 秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 十三 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 十五 秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例
- 十六 秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例

平成二十二年六月二十二日

秋田県知事 佐竹 敬 久

## 秋田県条例第二十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条第七項及び第八項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十二項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中「第五十六条の二第二項第一号イ」を「第五十六条の三第二項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第二項第一号ロ」を「第五十六条の三第二項第一号ロ」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第二十七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(再度の育児休業をすることができる期間)

第二条の二 法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条中「第二条第一項」を「第二条第一項ただし書」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親に限る。以下この号において同じ。)」が「を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育した」を「を経過した」に、「当該職員が」を「当該育児休業をした職員が」に、「請求の際当該職員及びその配偶者が当該方法」を「承認の請求の際、育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第二号中「処分の」を削り、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親に限る。以下この号において同じ。)」が「を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育した」を「を経過した」に、「当該職員が」を「当該育児短時間勤務をした職員が」に、「請求の際当該職員及びその配偶者が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十四条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

## 附 則



この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

## 秋田県条例第二十八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「次条第三項」を「次条第四項」に改める。

第八条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」及び「(公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第二条から第五条まで及び第八条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間における勤務(公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。次項において同じ。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務については、この限りでない。

### 附 則

この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

## 秋田県条例第二十九号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例

(秋田県県税条例の一部改正)

第一条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項第一号及び第二号中「附則第七条第二項」を「附則第七条第一項」に改め、同条第五項中「附則第三条の二の二十七」を「附則第三条の二の二十一」に改める。

附則第十八条の四第三項第一号中「もので法施行規則」の下に「附則第四条の五第一項」を加え、同号(中)「法施行規則」の下に「附則第四条の五第二項」を加え、同号(中)「法施行規則」の下に「附則第四条の五第三項」を加え、同条第四項中「法施行規則」の下に「附則第四条の五第四項」を加え、同条第五項中「自動車で法施行規則」の下に「附則第四条の五第五項」を加え、同項第一号中「排出ガス保安基準で法施行規則」の下に「附則第四条の五第六項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第七項」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で法施行規則」の下に「附則第四条の五第八項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第九項」に改め、同条第六項中「法施行規則」の下に「附則第四条の五第十項」を加え、同条第七項中「法施行規則」の下に「附則第四条の五第十一項」を、「資するもので法施行規則」の下に「附則第四条の五第十二項」を加え、同項第一号中「もので法施行規則」の下に「附則第四条の五第十三項」を加え、同号(中)「法施行規則」の下に「附則第四条の五第十四項」を加え、同項第二号中「もので法施行規則」の下に「附則第四条の五第十五項」を加え、同号(中)「法施行規則」の下に「附則第四条の五第十六項」を加え、同条第八項第一号中「排出ガス保安基準で法施行規則」の下に「附則第四条の五第十七項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第十八項」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で法施行規則」の下に「附則第四条の五第十九項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第二十項」に改め、同項第三号(中)「法施行規則」の下に「附則第四条の五第二十一項」を加え、同号(中)「法施行規則」の下に「附則第四条の五第二十二項」を加える。

附則第十八条の六第一項第二号中「値で法施行規則」の下に「附則第四条の六第一項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第二項」に改め、同項第三号中「法施行規則」の下に「附則第四条の六第三項」を加え、同条第二項第一号中「法施行規則」の下に「附則第四条の六第四項」を加え、同項第二号中「法施行規則」の下に「附則第四条の六第五項」を加え、同条第三項中「法施行規則」の下に「附則第四条の六第六項」を加える。

附則第十九条第三項第二号(中)で法施行規則の下に「附則第五条の二第一項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第二項」に改め、同号(中)「排出ガス保安基準で法施行規則」の下に「附則第五条の二第三項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第四項」に改め、同項第三号中「法施行規則」の下に「附則第五条の二第五項」を、「資するもので法施行規則」の下に「附則第五条の二第六項」を加え、「いるもので法施行規則」を「いるもので同条第七項」に改め、同項第四号中「勸業して法施行規則」の下に「附則第五条の二第八項」を、「値で法施行規則」の下に「附則第五条の二第九項」を加え、「もので法施行規則」を「もので同条第十項」に改め、同条第四項第二号(中)「法施行規則」の下に「附則第五条の二第十一項」を加え、同号(中)「法施行規則」の下に「附則第五条の二第十二項」を加え、同項第三号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同条第五項中「法施行規則」の下に「附則第五条の二第十四項」を加える。

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例及び秋田県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第五十二条第二項第三号」を「第五十二条第二項第四号」に改める。

一 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十五年秋田県条例第六号) 附則第二項

一 秋田県水と緑の森づくり税条例(平成十九年秋田県条例第九十二号)附則第二項

(秋田県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 秋田県税条例の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

秋田県税条例附則第十二条の三の次に一条を加える改正規定中「令」を「令附則第十八条の六の二第一項」に、「として令」を「として令附則第十八条の六の二第二項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

#### 秋田県条例第三十号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「おいて、」の下に「同法第三十条に規定する」を加え、「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改め、「(下宿営業を除く。)」を削り、「又は」の下に「同法第三十一条に規定する」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第三十一号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第三十二号

秋田県総合政策審議会条例の一部を改正する条例

秋田県総合政策審議会条例(平成十七年秋田県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第三十三号

秋田県民会館条例の一部を改正する条例

秋田県民会館条例(昭和三十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

会館の施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 ホール
- 二 展示室
- 三 会議室
- 四 研修室
- 五 練習室

第三条中「会館」を「前条第一項各号に掲げる施設(以下「ホール等」という。)」に改める。

第八条を第十五条とし、第七条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

(利用料金の収受)

**第十一条** 第八条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、ホール等を使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

**第十二条** 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

**2** 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 別表の規定を基準として定められていること。

一 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第二項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第二項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十四条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由によりホール等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

第六条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(使用料の徴収)

第五条 ホール等を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、ホール等の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納をせしめることができる。

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりホール等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第五条、第十二条関係)

一 施設使用料

(一) 大ホール(器具を除く。)、展示室及び会議室

区分	使用料の額								
	午前九時前の 時間1時間に つき	午前九時から 正午まで	正午から午後 五時まで	午後五時から 午後十時まで	午前九時から 午後五時まで	正午から午後 十時まで	午前九時から 午後十時まで	午後十時後の 時間1時間に つき	
大ホール	入場料を徴収しない場 合	七、五五〇円	一八、四〇〇円	三二、六〇〇円	三二、六〇〇円	五〇、〇〇〇円	六三、二〇〇円	八一、六〇〇円	七、五五〇円
	入場料一人当 たりの最高額 が一、〇〇〇 円以下の場合	一一、二〇〇円	二六、五〇〇円	四六、九〇〇円	四六、九〇〇円	七五、四〇〇円	九三、八〇〇円	一一三、三〇〇円	一一、二〇〇円
	入場料一人当 をを徴収 する場 合 円を超え五、 〇〇〇円以下 の場合	一四、〇〇〇円	三〇、七〇〇円	五九、一〇〇円	五九、一〇〇円	九三、八〇〇円	一一八、二〇〇円	一五二、九〇〇円	一四、〇〇〇円
	入場料一人当 たりの最高額 が五、〇〇〇 円を超える場 合	一三、四〇〇円	五九、一〇〇円	九七、九〇〇円	九七、九〇〇円	一五七、〇〇〇円	一九五、八〇〇円	二五四、九〇〇円	一三、四〇〇円
展示室	八一〇円	一一、〇五〇円	三、五五〇円	三、五五〇円	五、六〇〇円	七、一〇〇円	九、一五〇円	八一〇円	
大会議室	一一、〇〇〇円	五、五〇〇円	八、二五〇円	八、二五〇円	一三、七五〇円	一六、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	
会議室	一、五〇〇円	七、一〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、九一〇円	二、四〇〇円	三、二一〇円	一、九〇〇円	

備考

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三條に規定する休日に使用する場合は使用料の額は、この



表に定める額に二・二を乗じて得た額とする。

二 午前九時前又は午後十時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

三 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、大ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

(ロ) 小ホール、研修室及び練習室

区分	使用料の額							
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後五時まで	午後一時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで	午後九時から 午後十一時ま で	
小ホール	10,800円	14,400円	10,800円	15,100円	15,100円	33,000円	7,250円	
大研修室	3,150円	4,300円	3,150円	7,450円	7,450円	10,600円	11,150円	
中研修室	1,650円	2,150円	1,650円	3,800円	3,800円	5,450円	1,000円	
小研修室	900円	1,350円	900円	1,150円	1,150円	3,150円	600円	
第一練習室及び第二練習室(二室につき)	一時間につき							1,500円
第三練習室	一時間につき							600円

備考

一 練習室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 小ホールの使用者が五百円を超える入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、小ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は小ホールの使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するごときの使用料の額は、この表に定める額に二を乗じて得た額とする。

三 大ホールの器具使用料

区分	使用の単位	使用料の額
ピアノ(調律料を除く。)	三時間以内	グランドピアノ(フルコンサート用・外国製) 五,二〇〇円 グランドピアノ(フルコンサート用・日本製) 一,七三〇円
映写設備	三時間以内	三五ミリ用映写機一式 五,七二〇円 一六ミリ用映写機一式 二,六五〇円 スライド用映写機一式 五八〇円 オーバーヘッドプロジェクター一式 五八〇円
照明器具	三時間以内	ポーターライト一列 九一〇円 アッパーホリゾントライト一列 六九〇円 ローアホリゾントライト一列 六九〇円 フットライト一列 五八〇円 シーリングスポットライト一組 九一〇円 サイドスポットライト一組 一,三三〇円 クセノンピンスポットライト一台 九一〇円 サスペンションライト一式 五八〇円 花道フットライト一式 五八〇円 ストリツプライト一本 八〇円 スポットライト一台 一六〇円 ベビースポットライト一台 八〇円 ユフエクトマシン一台 五八〇円 ミラーボール一台 五八〇円 オーロラマシン一台 五八〇円 ライト用スタンド一本 二〇〇円
特殊電源装置	三時間以内	三五キロワット用 六一〇円 六〇キロワット用 一,〇二〇円

コンセント	三時間以内	持込み機器器具の定格消費電力の合計一キロワットにつき	一六〇円
舞台装置	三時間以内	オーケストラピット 反響板 舞台せりあげ装置一基 金びょうぶ一双 松羽目 所作台 舞台(花台及び脇台を含む。) 指揮台(譜面台を含む。)一台 司会用舞台 平台一台 譜面台一台 箱足一個 開き足一台 ひもせん(座布団を含む。) 舞台幕一枚 舞台用机一基 舞台用いす一脚	三、三六〇円 一、七三〇円 九一〇円 九一〇円 九一〇円 二、六五〇円 五八〇円 三二〇円 一七〇円 一五〇円 五〇円 五〇円 五〇円 三二〇円 五八〇円 一七〇円 五〇円
拡声装置	三時間以内	音響装置(マイク一本を含む。) マイク一本 コンパクトディスクプレーヤー一台 テープレコーダー一台 ワイヤレスマイク一本 三点つりマイク装置 エレベーターマイク装置 ステージスピーカー一組 はね返りスピーカー一台 マイク用スタンド一本	一、七三〇円 五八〇円 九一〇円 九一〇円 九一〇円 七一〇円 七一〇円 一、〇二〇円 四一〇円 一〇〇円
コントラバス用いす	三時間以内	一脚	一〇〇円
瓷見	三時間以内	一台	五一〇円
シャワー室	三時間以内		五一〇円

備考 使用時間が三時間を超える場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額にその超える時間一時間につき当該額の二割に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、その超える時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(秋田県民会館使用料徴収条例の廃止)

- 秋田県民会館使用料徴収条例(昭和三十六年秋田県条例第二十八号)は、廃止する。

(準備行為)

- この条例による改正後の秋田県民会館条例第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県条例第三十四号

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例

秋田県総合生活文化会館条例(平成元年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「施設」の下に「(以下「音楽ホール等」という。)」を加える。

第七条第一号中「施設」を「音楽ホール等」に改める。

第九条第一項第二号中「及び第四号」を削る。

第十一条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

(利用料金の収受)

- 第八条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、音楽ホール等を使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

**第十二条** 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしななければならない。

- 一 別表第一の規定を基準として定められていること。
- 二 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
- 三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

**第十三条** 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

**第十四条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により音楽ホール等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

別表第一中「第五条」の下に、「第十二条」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県総合生活文化会館条例第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 秋田県条例第三十五号

秋田県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例

秋田県中山間地域等直接支払基金条例(平成十三年秋田県条例第二十一号)は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第三十六号

秋田県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

秋田県都市計画審議会条例(昭和四十四年秋田県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十三人」を「十八人」に改め、同条第二項第一号中「七人」を「九人」に改め、同項第三号中「七人」を「四人」に改め、同項第三号中「二人」を「一人」に改め、同項第四号中「五人」を「三人」に改め、同項第五号中「二人」を「一人」に改める。

第六条第二項中「十人」を「八人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第三十七号

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校授業料等徴収条例(昭和二十四年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の授業料」を「に在学する者等から、授業料」に、「は、この条例の定めるところにより」を「を」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、全日制課程若しくは定時制課程に係る授業料又は通信制受講料については、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合に限るものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第三十八号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立湯沢北高等学校の項、秋田県立米内沢高等学校の項、秋田県立鷹巣農林高等学校の項、秋田県立湯沢商工高等学校の項及び秋田県立鷹巣高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田県立秋田北鷹高等学校	北秋田市伊勢町一番一号
秋田県立湯沢翔北高等学校	湯沢市湯ノ原二丁目一番一号

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に秋田県立米内沢高等学校、秋田県立鷹巣農林高等学校若しくは秋田県立鷹巣高等学校（以下「米内沢高等学校等」という。）に在学する者又は秋田県立湯沢北高等学校若しくは秋田県立湯沢商工高等学校（以下「湯沢北高等学校等」という。）に在学する者は、それぞれ平成二十三年四月一日に秋田県立秋田北鷹高等学校（以下「秋田北鷹高等学校」という。）又は秋田県立湯沢翔北高等学校（以下「湯沢翔北高等学校」という。）に転学させるものとする。
- 3 前項の規定により秋田北鷹高等学校又は湯沢翔北高等学校に転学させた者については、米内沢高等学校等又は湯沢北高等学校等における在学年数は、それぞれ秋田北鷹高等学校又は湯沢翔北高等学校における在学年数とみなし、米内沢高等学校等又は湯沢北高等学校等において履修した課程は、それぞれ秋田北鷹高等学校又は湯沢翔北高等学校において履修したものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に北秋田市が設置する北秋田市立合川高等学校（以下「合川高等学校」という。）に在学する者は、平成二十三年四月一日に秋田北鷹高等学校に転入学させるものとする。
- 5 前項の規定により秋田北鷹高等学校に転入学させた者については、合川高等学校における在学年数は、秋田北鷹高等学校における在学年数とみなし、合川高等学校において履修した課程は、秋田北鷹高等学校において履修したものとみなす。

## 秋田県条例第三十九号

秋田県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

秋田県生涯学習センター条例（昭和五十五年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第三条中「（分館を含む。以下本則において同じ。）」を削り、同条第四号及び第五号を削る。

第八条から第十条までを削り、第十一条を第八条とする。

別表第一号中「（一）センターの施設の使用料」を削り、同号(二)を削り、同表第二号中「（一）センターの施設の使用料」を削り、同号(二)を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

- 2 重要な公の施設等の範囲を定める条例（昭和三十九年秋田県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第三条第五号中「（生涯学習センター分館を含む。）」を削る。

## 秋田県条例第四十号

秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例

秋田県ふるさと村条例（平成五年秋田県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一普通料金の項中「八〇〇円」の下に「。ただし、知事が別に定める展示にあつては、一、五〇〇円」を加え、同表団体料金（二十人以上の団体）の項中「七二〇円」の下に「。ただし、知事が別に定める展示にあつては、一、三五〇円」を加え、同表定期券（有効期間一年）の項中「を越えない範囲内で知事が定める額」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第四十一号

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例

秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「第三条」を「第二条」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）」を削り、同条を第七条とする。

第九条第一項第三号中「宿泊施設を使用する青少年及びその団体の交流の促進」を「青少年に対する研修の実施並びに青少年の交流及び学習の機会の

提供」に改め、同項第四号中「宿泊施設」を「センター」に改め、同条第二項中「宿泊施設」を「センター」に、「センターの宿泊室及び大広間の使用」についての第三項第二項及び第四項を「第二項及び第三項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第四条」を「第三項」に、「休所日」を「開所時間及び休所日」に、「宿泊施設」を「センター」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第八条」を「第七項」に、「宿泊施設」を「センター」に、「センターの宿泊室又は大広間」を「使用の許可を受けてセンターの施設又は土地」に、「第五条第一項の規定は、当該使用者について」を「第四条から第六項までの規定」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第三項第二号中「別表第三」を「別表第一から別表第三まで」に改め、同項第二号中「第九条第二項各号」を「第八項第一項各号」に改め、同条第四項中「宿泊施設」を「センター」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条中「センターの宿泊室又は大広間」を「施設又は土地」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

別表第一及び別表第二中「第五条」を「第四条、第十一条」に改める。

別表第三中「第五条、第十二条」を「第四条、第十一条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 秋田県青少年交流センターの宿泊施設以外の施設及び土地に係るこの条例による改正後の秋田県青少年交流センター条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。



発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号